



平成20年度決算に基づく財政の健全化判断比率 および公営企業の資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算に基づく健全化判断比率4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）ならびに公営企業の資金不足比率を日野町議会第6回定例会に報告しました。このたび、町民の皆さんに比率の内容についてお知らせします。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率（健全化判断比率および公営企業の資金不足比率）の公表の制度を設けて、その比率に応じて、「財政の早期健全化および財政の再生」ならびに「公営企業の

経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、計画の実施促進のための措置を講じることにより、財政の健全化に寄与することを目的としたものです。

日野町におきましては、いずれの指標についても早期健全化基準（または経営健全化基準）を下回っています。今後とも、地方債の元利償還金や公債費に準じる繰出金・負担金の抑制および公営企業の経営合理化・効率化などを確実に実施し、健全な財政運営を進めていきます。

1. 健全化判断比率および資金不足比率の概要

《実質赤字比率》

一般会計等（一般会計および住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。今年度の比率は、昨年度に引き続き一般会計等に赤字額が生じていないため、比率は該当がありません。

《実質公債費比率》

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均です。今年度の比率は、地方債の元利償還金の減少などに伴い、前年度と比べて▲1.1%となっています。

《公営企業の資金不足比率》

公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率です。

《連結実質赤字比率》

すべての会計（西山財産区会計を除く）を対象とした実質赤字（または公営企業に係る資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

今年度の比率は、昨年度に引き続き公営企業会計を含む全ての会計に赤字額が生じていないため、比率は該当がありません。

《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。今年度の比率は、債務負担行為に基づく支出予定額の減少や基金残高の増加などに伴い、前年度と比べて▲3.2%となっています。

2. 平成20年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分 | | 日野町の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|------------|---------------|---------------|--------|
| 健全化判断比率 | ① 実質赤字比率 | — (—) | 14.76 (14.78) | 20.00 |
| | ② 連結実質赤字比率 | — (—) | 19.76 (19.78) | 40.00 |
| | ③ 実質公債費比率 | 16.8 (17.9) | 25.0 | 35.0 |
| | ④ 将来負担比率 | 128.9 (132.1) | 350.0 | |

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」を記載しています。

※ () 内は平成19年度決算に基づく数値を記載しています。

3. 平成20年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 指標 | 特別会計の名称 | 日野町の比率 | 経営健全化基準 |
|--------|--------------|---------|---------|
| 資金不足比率 | 水道事業会計 | — (—) | 20.0 |
| | 簡易水道特別会計 | — (—) | 20.0 |
| | 公共下水道事業特別会計 | — (—) | 20.0 |
| | 農業集落排水事業特別会計 | — (—) | 20.0 |

※ いずれの公営企業においても資金不足額が生じていないため、「—」を記載しています。

※ () 内は平成19年度決算に基づく数値を記載しています。

◆問い合わせ先 総務課 財政担当 ☎6500 有線 7762